

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和元年11月26日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900193号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900064号

## 第1 結論

請求者のA社における平成16年11月1日から平成20年6月21日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成16年11月から平成17年3月までは11万8,000円から26万円、平成17年4月は11万8,000円から15万円、平成17年5月から同年7月までは11万8,000円から26万円、平成17年8月は11万8,000円から22万円、平成17年9月から同年11月までは11万8,000円から28万円、平成17年12月は11万8,000円から26万円、平成18年1月は11万8,000円から20万円、平成18年2月は11万8,000円から26万円、平成18年3月は11万8,000円から24万円、平成18年4月は11万8,000円から28万円、平成18年5月は11万8,000円から26万円、平成18年6月は11万8,000円から30万円、平成18年7月は11万8,000円から28万円、平成18年8月は11万8,000円から24万円、平成18年9月から同年12月までは13万4,000円から28万円、平成19年1月は13万4,000円から22万円、平成19年2月は13万4,000円から28万円、平成19年3月は13万4,000円から26万円、平成19年4月は13万4,000円から28万円、平成19年5月は13万4,000円から24万円、平成19年6月は13万4,000円から28万円、平成19年7月は13万4,000円から26万円、平成19年8月は13万4,000円から24万円、平成19年9月は12万6,000円から26万円、平成19年10月は12万6,000円から24万円、平成19年11月及び同年12月は12万6,000円から26万円、平成20年1月から同年5月までは12万6,000円から24万円とする。

平成16年11月1日から平成20年6月21日までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年11月から平成20年5月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における平成18年12月31日の標準賞与額を4万9,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月31日の標準賞与額については、厚生年金特例法の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 11 月 1 日から平成 20 年 6 月 21 日まで  
② 平成 16 年 12 月  
③ 平成 17 年 6 月  
④ 平成 17 年 12 月  
⑤ 平成 18 年 7 月  
⑥ 平成 18 年 12 月  
⑦ 平成 19 年 12 月  
⑧ 平成 20 年 1 月

A社に在職中の標準報酬月額記録が、実際の給与額と比べて低い額となっている。標準報酬月額を訂正し、年金額に反映する記録に訂正してほしい。請求期間②から⑥までについて、A社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の賞与の記録がなく、請求期間⑦及び⑧については、どちらかの期間で賞与が支払われたと思うので、標準賞与額を年金額に反映するように記録してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者の標準報酬月額は、オンライン記録によると、平成 16 年 11 月から平成 18 年 8 月までは 11 万 8,000 円、平成 18 年 9 月から平成 19 年 8 月までは 13 万 4,000 円、平成 19 年 9 月から平成 20 年 5 月までは 12 万 6,000 円と記録されているところ、請求者から提出された給料支払明細書、給与明細一覧、平成 17 年分及び平成 18 年分給与所得の源泉徴収票並びに課税庁から提出された平成 21 年度給与支払報告書（以下、併せて「給与明細一覧等」という。）により、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時の報酬月額及び4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（平成 16 年 11 月から平成 17 年 8 月までは 26 万円、平成 18 年 9 月から平成 19 年 8 月までは 28 万円、平成 19 年 9 月から平成 20 年 5 月までは 26 万円）又は報酬月額に相当する標準報酬月額（平成 17 年 9 月から同年 11 月までは 28 万円、平成 17 年 12 月は 26 万円、平成 18 年 1 月は 20 万円、平成 18 年 2 月は 26 万円、平成 18 年 3 月は 24 万円、平成 18 年 4 月は 28 万円、平成 18 年 5 月は 26 万円、平成 18 年 6 月は 30 万円、平成 18 年 7 月は 32 万円、平成 18 年 8 月は 24 万円）はオンライン記録を超えており、当該標準報酬月額と同額又は異なる標準報酬月額（平成 16 年 11 月から平成 17 年 2 月までは 38 万円、平成 17 年 3 月は 28 万円、平成 17 年 4 月は 15 万円、平成 17 年 5 月から同年 7 月までは 28 万円、平成 17 年 8 月は 22 万円、平

成 17 年 9 月から同年 12 月までは 28 万円、平成 18 年 1 月は 20 万円、平成 18 年 2 月は 26 万円、平成 18 年 3 月は 24 万円、平成 18 年 4 月及び同年 5 月は 28 万円、平成 18 年 6 月は 30 万円、平成 18 年 7 月は 28 万円、平成 18 年 8 月は 24 万円、平成 18 年 9 月から同年 12 月までは 28 万円、平成 19 年 1 月は 22 万円、平成 19 年 2 月は 28 万円、平成 19 年 3 月は 26 万円、平成 19 年 4 月は 28 万円、平成 19 年 5 月は 24 万円、平成 19 年 6 月は 28 万円、平成 19 年 7 月は 26 万円、平成 19 年 8 月は 24 万円、平成 19 年 9 月は 30 万円、平成 19 年 10 月は 24 万円、平成 19 年 11 月及び同年 12 月は 28 万円、平成 20 年 1 月から同年 5 月までは 24 万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給与明細一覧等において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成 16 年 11 月から平成 17 年 3 月までは 26 万円、平成 17 年 4 月は 15 万円、平成 17 年 5 月から同年 7 月までは 26 万円、平成 17 年 8 月は 22 万円、平成 17 年 9 月から同年 11 月までは 28 万円、平成 17 年 12 月は 26 万円、平成 18 年 1 月は 20 万円、平成 18 年 2 月は 26 万円、平成 18 年 3 月は 24 万円、平成 18 年 4 月は 28 万円、平成 18 年 5 月は 26 万円、平成 18 年 6 月は 30 万円、平成 18 年 7 月は 28 万円、平成 18 年 8 月は 24 万円、平成 18 年 9 月から同年 12 月までは 28 万円、平成 19 年 1 月は 22 万円、平成 19 年 2 月は 28 万円、平成 19 年 3 月は 26 万円、平成 19 年 4 月は 28 万円、平成 19 年 5 月は 24 万円、平成 19 年 6 月は 28 万円、平成 19 年 7 月は 26 万円、平成 19 年 8 月は 24 万円、平成 19 年 9 月は 26 万円、平成 19 年 10 月は 24 万円、平成 19 年 11 月及び同年 12 月は 26 万円、平成 20 年 1 月から同年 5 月までは 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は平成 16 年 11 月 1 日から平成 20 年 6 月 21 日までの期間について、資料を保管していないため、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届及び被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨陳述しているが、平成 16 年 11 月から平成 20 年 5 月までの期間について、給与明細一覧等において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所 で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細一覧等において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成 16 年 11 月 1 日から平成 20 年 6 月 21 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業

主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑥について、請求者から提出された給料支払明細書によると、請求者はA社から5万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、請求期間⑥に係る給料支払明細書において、給与と賞与に対する厚生年金保険料が区別なく記載されており、厚生年金保険料の内訳は不明であるところ、請求期間⑥の前後の期間に係る請求者の給料支払明細書及び同僚の給料支払明細書を検証した結果、請求者は、当該期間について、4万9,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間⑥に係る標準賞与額については、上述の給料支払明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、4万9,000円とすることが必要である。

また、請求期間⑥に係る賞与の支払日については、上述の給料支払明細書に記載はなく、ほかに確認できる資料もないことから、支払年月の末日（平成18年12月31日）とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月31日の期間について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間②、③及び④について、請求者から提出された給料支払明細書によると、請求者はA社から請求期間②は1万円、請求期間③は2万円、請求期間④は5万円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

しかしながら、請求期間②、③及び④に係る給料支払明細書において、給与と賞与に対する厚生年金保険料が区別なく記載されており、厚生年金保険料の内訳は不明であるところ、当該期間のそれぞれの前後の期間に係る請求者の給料支払明細書及び同僚の給料支払明細書を検証したものの、請求期間②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることを確認又は推認できない。

また、請求期間⑤について、請求者から提出された給料支払明細書（寸志）によると、請求者はA社から5万円の賞与の支払を受けていることが確認できるものの、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

さらに、請求期間⑦及び⑧について、請求者は賞与の支払を確認できる資料を保管していないところ、元事業主は、請求期間当時の資料を保管していないことから、賞与の支払及び厚生年金保険料控除について不明である旨回答している上、請求者の給与及び賞与が振り込まれていた金融機関の担当者は、平成21年3月以前の期間については取引状況の回答ができない旨陳述していることから、当該期間に係る賞与の支払額及び厚生年金保険料控除について確認又は推認できない。

このほか、請求者の請求期間②、③、④、⑤、⑦及び⑧に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②、③、④、⑤、⑦及び⑧に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。